

女性と社会保障

都 村 敦 子

はじめに

ソーシャル・ポリシーにアプローチする方法としては、政策領域別（たとえば所得保障政策、保健医療政策、住宅政策等）の切り方もあるし、またグループ別（たとえば高齢者、障害者、児童、女性等）の接近方法もある。さらに、ある概念（たとえば社会的適正、平等、効率等）を分離し、それを特定の政策領域や特定のグループに関連づける方法もある。本稿は、一つのグループとしての女性に焦点を合わせ、平等と公平の観点から社会保障政策についての検討を行うことをねらいとするものである。

雇用機会、賃金構造、家族関係法制、税制、家庭における役割等の観点から、男女平等について論じることはいましばしば行われてきた。しかしながら、社会保障制度における女性の地位の問題を全体としてとりあげることは、現在、開発途上の段階にあるといえよう。本稿では、“女性と社会保障”がひとえにわが国固有のテーマではなく、広く世界各国に共通の問題として論議されつつある現状を認識したうえで、若干の検討を試みたい。

女性と社会保障の問題に接近するためには、まず女性が福祉政策の対象としてとりあげられるようになった経緯を知ることが不可欠であろう。この点に関しては、別の機会にとりあげたことがあるので、ここでは省略したい¹⁾。

I 社会保障における女性の地位

(1) 今なぜ「女性と社会保障」か

今なぜ「女性と社会保障」が福祉政策の一つの重要な課題となりうるのかを問うことから始めよう。

まず第1に、社会保障制度のなかに社会における女性の地位が反映されているか否かが社会保障の社会的目的の達成に重大な影響を及ぼすということである。家族および女性の役割の変化は、経済的にも社会的にも計画的な動きではなく、全体としては把握しがたい影響を秘めているといつてよい。これらの変化が福祉政策のうえでもつ意味や効果はきわめて重要である。福祉を別個の概念枠組に入れ、人口動態の変化や経済・社会の変動との関連づけが適切に行われなければならないならば、福祉政策はその社会的目的を十分に達成することはできない。

ティトマスは第2次大戦後20年間、福祉政策がその目標を達成できなかったことをしばしば批判してきたが、その主たる理由として、次の五つをあげている²⁾。(1)福祉政策の枠組を狭く限定しすぎ、「ウェルフェア」を「貧困」と関連させてきたこと、(2)法律を制定すれば社会問題を解決できると安易に考えてきたこと、(3)経済分析の方法を開発したように社会分析の方法を1950年代に開発できなかったこと、(4)福祉を別個の概念枠組に入れ、経済・社会変動と関連づけなかったこと、(5)ヴィジョンと創意に欠けていたことである。

第2次大戦後各国の社会保障制度はその適用対象を全国民に拡張し、保障の範囲を拡大し、給付水準を改善し、また適用されるリスクも新たに追加し、著しい発展を遂げてきた。しかし、戦後40年間を経過した最近においても、社会保障はその社会的目的を十分達成していないとして批判がなされている。ILOの報告書『21世紀への社会保障』においては、この点を取りあげ、その理由として四つの問題を指摘している³⁾。注目すべきことは、その理由のうち三つは「女性と社会保障」に関連があるということである。

第1の理由は、社会保障への膨大な支出がなされているにもかかわらず、貧困の問題を解決できないのは、次の諸点によるということである。(i)労働に基づく権利は労働に従事しなかった者には与えられないこと、(ii)社会保障は労働者と労働者でない者の間に厳格な線を引こうとしている(パートタイム労働者、不安定雇用従事者、女子・障害者等の低所得者には十分な保障が行われない)こと、(iii)低所得者で、家族扶養責任のある者に対して十分な給付を行っていないことなどである。第2の理由は、社会保障はニードの同じものを同じ方法でとり扱うのではなく、稼得不能の原因によって給付水準に差異を生じさせることである。第3の理由は、社会保障は男性のために、男性により創設されたものであり、社会において女性が担っている責任を十分認識していないことである。このほか、社会保障は古い道徳的判断や扶養についての考え方を組み込んでおり、新しいライフスタイルを選ぶものにはハンディキャップをつけていることが指摘されている。

人口の半数を構成する女性の問題は社会保障全体の問題である。社会保障制度において女性がどのようにとり扱われているかを再考することは、公平、効率、適正という基本問題へわれわれを引き戻してくれる。これらの問題は、社会保障制度や税制にとって適切な単位は個人か家族か、給付は拠出、ニード、年齢、もしくは家族の状態に関連づけるべきかどうか、また社会保険は他の制度によって補足されるべきか、もし補足されるならどの程度か——という論点を提起するものである

(文献17参照)。

第2に、社会保障の目的達成と並んで重要な点は男女平等の観点である。1985年は、1975年の国際婦人年から出発した「国連婦人の10年」の最終年にあたる。この間、国連、ILOをはじめ各国においても男女平等の実現を目指す行動計画が策定され、活発な活動が展開された。

福武直は国際婦人年に設置された婦人問題企画推進会議の委員として、政府の行動計画策定に対する意見をまとめているが、男女平等の観点を重視し、「婦人にも年金権を」という主張を盛りこんだ。「世帯主である夫の年金によりかかる状態から、婦人自らが固有の年金権をもつようになることが男女の平等につながる」という福武直の主張⁴⁾はその後の年金制度改革にきわめて大きな影響を及ぼすことになった。

国連婦人の10年間には、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の就業パターンの多様化に応じた施策の推進、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃等、多くの面で男女平等達成を目標とする社会環境づくりに積極的な取り組みがなされた。社会保障の領域では、老後の生活保障、出産・育児環境の整備、健康の確保等部分的に改善がなされつつあることは事実である。しかし、女性が結婚していると否とを問わず、社会保障制度のあらゆる分野で、男女平等を基礎として、同一の諸権利を保障されているであろうか。社会保障における男女平等とは何であろうか。多くの国で、1970年代以降、社会保障制度における女性の地位の改善に関する議論が活発化してきているのはなぜであろうか。

人生の途上において男性も女性ももろもろの危険にさらされる。社会保障は、性別に関係なく、個人や家族に対して、どのような経済・社会変動が生じようとも、生活水準および生活の質が大幅に脅かされることはないであろうという信頼感を与えるものである。社会保障は、もともと社会がしかるべき組織を通じてその構成員がさらされている一定の危険に対して与える保障であり、その保障は性別に関係なく、それぞれのニードに基づくものである。それにもかかわらず、社会保障に

における女性の地位が問題となるのは、わが国に限らずほとんどの国々の社会保障制度が結婚と家族に関して伝統的な考え方を反映しているためである。

そこには、主として、三つの前提が設けられていた⁵⁾。第1は、既婚の女性は一家の稼ぎ手である夫により当然保護され、経済的責任はすべて夫の肩にかかっていること、第2は、一度結婚すると、その夫婦は結婚状態を一生継続すること、第3に、子どもは婚姻以外からは生まれないし、また生まれるべきではないということである。しかし、社会保障制度創設当時に比べると、社会における男女の役割および女性の活動に関する価値観は大きく変化しつつある。

(2) 従来の社会保障制度における女性の取り扱い

従来の社会保障制度における女性の地位のとりえ方には、次の二つの面があった。一つは、被用者としての女性の保護であり、いま一つは、夫の被扶養者としての保護である。前者では、女性も独立の被保険者として提出し、給付を受ける権利をもつが、そこにも女性にとって不利な取り扱いがビルト・インされている。女性の労働との関連で生じる問題があるからである。後者、すなわち主婦が家庭にとどまる場合には、夫婦を1単位として考え、妻は夫の被扶養者としてとらえる。被扶養者としての妻には、社会保障の独立の権利がないか、あるいはきわめて制約された形でしか付与されない場合が多い。

社会保障制度創設期の政策決定者たちは、既婚女性は有給の仕事に従事しないこと、夫は生計維持の法的義務を果たし、妻は夫の被扶養者であると仮定した。最も影響力のある社会保障制度の立案者であったベヴァリジは1942年のベヴァリジ報告⁶⁾において家族維持の法律に対するモデルを設定した。ベヴァリジは女性の役割と地位についてある仮定を設けた。すなわち、既婚女性は子どもがいるか否かに関係なく、被扶養者と見なされ、夫の保険により、妻の給付を支払うこととした。ベヴァリジは1931年の国勢調査をもとにして、労働年齢の既婚女性の8人中7人以上は結婚を唯一

の職業としており、全主婦の8人中1人にみないものが有給の職業に従事していた点を取りあげ、結婚後も有給の雇用またはその他の有給の職業に従事する女性はごく少数であると考えた。

しかし、この仮定は戦時中の現実に対応していなかったことが指摘されている⁷⁾。1943年には、イギリスでは既婚女性の40%は有給の仕事についていた。当時、ベヴァリジは2人のフェミニスト E. Abbott と K. Bompas⁸⁾ に厳しく批判されていた。Abbott と Bompas はベヴァリジが「裕福なものであれ、貧しいものであれ、主婦であれ、稼得者であれ、既婚女性を独立したひとりの人間として認めないこと」について強く非難した。ベヴァリジは彼の考える「平等」についての考え方を社会保障計画に組み入れようとした。ベヴァリジは結婚について、主婦をその夫の被扶養者としてではなく、夫に稼得のあるときはこれを分けあい、稼得のないときは給付や年金を分けあう協力者としてと扱うことによってその地位を認めたのである。他方、Abbott と Bompas はフェミニズム運動の伝統から、女性は法の下での平等を認められ、かつ労働において“公平対等な条件”を保障されることを要請していたのである。Abbott と Bompas は既婚女性の取り扱いについては強く批判したが、ベヴァリジが母親としての女性の役割を認識し⁹⁾、社会保障計画の中に明確に位置づけた点については評価していた。

ベヴァリジは倫理、婚姻、家族に関する彼自身の価値をその報告書に投影したといえるかもしれない。成人した女性は通常、被扶養者であるというベヴァリジの確信は法律に組み込まれ、各国の社会保障制度に多大の影響を及ぼすことになった。

(3) 三つの前提の妥当性

しかしながら、女性の家族周期の変化および活動に関する価値観の変化は女性の労働力率に影響を及ぼすと同時に、婚姻や家族についての考え方にも変化をもたらす結果となった。先進諸国における過去40年間の傾向は、婚姻制度、ライフスタイル、生活のパターンなどに変化の兆しが生じつつあることを示している。伝統的な社会保障制度

の前提はもはや正当な根拠のあるものではなくなりつつある。

従来の社会保障制度の三つの前提のうち、まず第1（妻は夫の被扶養者）については、次のような変化が生じている。出生率の低下による養育する子どもの数の減少は育児負担を軽減し、既婚女性が出産後も就労を続ける、または再就職することを可能にした。高学歴化や意識の変化、インフレの家計への圧迫、土地・住宅取得のための追加所得の必要等も女性の就労を促進する要因となった。

さらに、有給の仕事をもつ既婚女性の増加は、従来家庭の中で供給されていたサービスが外部化されていく傾向を生み出す。児童の養育、老人の介護、病人や障害者の看護など従来は主婦により家庭内で行われていた仕事が、しだいに、保母、ホームヘルパー、看護婦などによって広く公に供給される形態に移行していく。福祉・医療・教育などの社会的サービスは労働集約的であり、新たに女性のための仕事を創り出すという側面をもつ。

このほか、自己の生計維持を全く自分の責任で行っている女性が多いし、また被扶養者の生活を支えている女性も多くなっている。この中には未婚の女性のほか、夫と死別・離別したもの、またまれには重度障害・疾病・失業中の夫を扶養している者も含まれる。このような傾向は、女性の役割に関する考え方を変化させ、価値の変化をもたらす。女性は家庭および社会において、母親、主婦、稼得者として多くの役割を果たすようになっており、単純に女性を男性に経済的に従属したものとしてとり扱うとらえ方は現代ではあてはまらない¹⁰⁾。

つぎに、第2の前提（婚姻関係の永続性）については、すでに世界各国の傾向として指摘されているように、別居や離婚による結婚の終結、生涯に一度以上結婚する男女の割合の増加などが生じている。現行の多くの国々の社会保障制度は結婚が途中で破綻をきたした場合の女性に対する保護については問題を残している。離婚はどの程度まで社会保障の介入を必要とする社会的リスクであるかに関する問題は、今後ともますます議論され

るであろう¹¹⁾。

第3の前提（子どもは婚姻以外からは生まれないこと）については、同棲の増加や未婚の母の増加等の事実があげられる。

要するに、現段階は、新しい社会的態度やビヘービアが古い態度やビヘービアと張り合っており、社会保障制度は不完全ながら調整・適応を試みようとしている過渡期の状態にあるといえよう。

II わが国の現状

(1) 社会における女性の役割の変化

総務庁統計局「労働力調査」により、昭和35年から昭和59年の女子労働力人口の推移をみると、雇用されている女性は738万人から1,518万人に大幅に増加する一方、家業に従事している女性は1,069万人から759万人へ大幅に減少した（表1参照）。雇用者のうち短時間雇用者は57万人から328万人へ増加を続けている。完全失業者は昭和35年の31万人から40年代は20万人台の低水準で推移したが、59年にはこれまでの最高水準である65万人に増加した。

非労働力人口については、家事、育児、病人や老人の介護などに従事している女性は昭和35年の1,005万人から59年の1,516万人へ、また高校、大学等で学んでいる女性は216万人から391万人へ増加した。非労働力人口のその他には、主として65歳以上の女性が含まれるが、306万人から529万人へ増加傾向を続けている（表1参照）。

表1 女子15歳以上人口の労働力状態の推移
(単位: 万人)

区 分		昭和35年	45	55	59
女子15歳以上人口		3,370	4,060	4,591	4,804
労働力人口	雇 用 者 (うち短時間雇用者)	738 (57)	1,096 (130)	1,354 (256)	1,518 (328)
	自営業者・家族従業者	1,069	904	784	759
	全 完 失 業 者	31	21	43	65
非労働力人口	家 事	1,005	1,373	1,560	1,516
	通 学	216	323	370	391
	そ の 他	306	335	461	529

(注) 短時間雇用者とは、週間就業時間が35時間未満の雇用者（非農林業）をいう。

(資料) 総務庁統計局「労働力調査」を用いて作成。

昭和30年代以降の経済の高度成長や社会の進展は女性の生活に大きな影響を及ぼしているが、とりわけ有配偶者の就労への意欲は強い。昭和45年から昭和59年の変化をみると、雇用されている有配偶の女性は457万人から901万人へ大幅に増加する一方、家業に従事している女性は720万人から629万人へ減少傾向を示している（表2参照）。

いわゆる共働きの妻は昭和37年には262万人であったが、昭和59年には893万人になり、3.4倍の増加を示している。これに夫と離・死別した妻を含めると、昭和59年には1,033万人の既婚女性が雇用者として働いている。女子雇用者の3分の2強（68.5%）は既婚女性である（表3参照）。

総務庁統計局「家計調査」（昭和59年）によると、夫婦共働き世帯（勤労者世帯）では、妻の収入（9万1,945円）が夫の収入（定期収入25万9,476円に臨時収入・賞与7万1,498円を加えた33

万975円）の27.8%を占めており、家計の担い手としての妻の役割が重要になってきている。女性の就労および賃金パターンの変化は当初所得の分配に影響を及ぼすことになろう。中高所得階層は低所得階層に比べてはるかに高い所得増加をみると思われる。

また、女性の平均寿命は昭和15年には49.6歳であったが、35年には70歳、59年には80歳を超え、世界の最長寿国となっている（表4参照）。1人の女性が生涯に生むと考えられる子どもの数は、昭和15年には4.11であったが、59年には1.81となり、育児期間の短縮、育児負担の軽減をもたらしている。出生数を出生順位別にみると、昭和25年には、第3子以降を出生する割合は44.9%で高かったが、昭和40年以降は15%前後に低下している。他方、第2子出生の割合は増加傾向にある（表5参照）。

なお、離婚件数は昭和15年には4万9,000件（離婚率0.68）にすぎなかったが、その後増加傾向を辿り、59年には17万9,000件（離婚率1.50）になっている。有子家庭の離婚により、妻が全児の親権を行う件数は、昭和35年の1万6,859件から59

表2 有配偶女子の労働力状態の推移

(単位: 万人)

	区 分	昭和45年	55年	59年
	有 配 偶 者	2,456	2,959	3,053
労働 力口	雇 用 者	457	778	901
	自営業者・家族従業者	720	657	629
	完 全 失 業 者	7	18	29
	非 労働力人口	1,267	1,494	1,479

(資料) 総務庁統計局「労働力調査」

表3 配偶関係別女子雇用者数の推移（非農林業）

(単位: 万人, %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	802(100.0)	443(55.2)	262(32.7)	96(12.0)
40	893(100.0)	449(50.3)	345(38.6)	99(11.1)
45	1,086(100.0)	524(48.3)	450(41.4)	112(10.3)
49	1,164(100.0)	456(39.2)	583(50.1)	124(10.7)
50	1,159(100.0)	440(38.0)	595(51.3)	125(10.8)
51	1,195(100.0)	428(35.8)	635(53.1)	131(11.0)
52	1,242(100.0)	434(34.9)	677(54.5)	132(10.6)
53	1,271(100.0)	436(34.3)	704(55.4)	131(10.3)
54	1,300(100.0)	432(33.2)	737(56.7)	132(10.2)
55	1,345(100.0)	437(32.5)	772(57.4)	135(10.0)
56	1,382(100.0)	443(32.1)	802(58.0)	136(9.8)
57	1,408(100.0)	443(31.5)	828(58.8)	136(9.7)
58	1,475(100.0)	459(31.1)	877(59.5)	139(9.4)
59	1,508(100.0)	475(31.5)	893(59.2)	140(9.3)

(注) () 内は構成比

(資料) 総務庁統計局「労働力調査」

表4 人口動態の推移

	昭和15年	30	35	45	55	59
女子の平均寿命(歳)	49.6	67.8	70.2	74.7	78.7	80.2
合計特殊出生率	4.11	2.37	2.00	2.13	1.75	1.81
離婚件数(万件)	4.9	7.5	6.9	9.6	14.2	17.9
離婚率(人口1000対)	0.68	0.84	0.74	0.93	1.22	1.50

(注) 合計特殊出生率とは1人の女子が生涯に生むと考えられる子供の数。

(資料) 厚生省「人口動態統計」「簡易生命表」

表5 出生順位別にみた出生数および百分率

(単位: 千人)

	総 数		第 1 子		第 2 子		第3子以降	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
昭和25年	2,338	100	634	27.2	655	28.0	1,047	44.9
35	1,606	100	715	44.5	523	32.6	368	23.0
45	1,934	100	879	45.4	754	39.0	301	15.6
55	1,577	100	668	42.3	643	40.7	267	16.9
58	1,509	100	649	43.0	590	39.1	267	17.9

(注) 出生順位とは、同じ母親がこれまで生んだ出生子の総数について数えた順序である。

(資料) 厚生省「人口動態統計」昭和58年。

表 6 親権を行う子をもつ夫妻別にみた離婚件数

年 次	実 数			
	総 数	夫が全児の親権を行う場合	妻が全児の親権を行う場合	そ の 他 ¹⁾
昭和35年	40,452	18,945	16,859	4,648
40	44,963	20,328	20,205	4,430
45	56,683	22,805	28,902	4,976
50	74,668	25,162	43,259	6,247
52	84,120	24,373	53,149	6,598
53	87,192	23,760	56,906	6,526
54	89,611	24,406	58,602	6,603
55	95,755	24,616	64,375	6,764
56	106,147	25,705	73,062	7,380
57	113,774	26,506	79,719	7,549
58	125,391	27,679	90,005	7,707

(注) 1. その他とは、夫と妻がそれぞれ分け合って子供の親権を行う場合である。

(資料) 厚生省「人口動態統計」昭和58年。

表 7 再婚件数の推移—夫・妻

	再 婚 件 数	
	夫	妻
昭和 35 年	84,094	53,518
40	82,203	54,548
45	85,622	61,689
50	85,803	70,183
52	82,708	70,273
53	82,382	70,680
54	84,184	72,954
55	83,817	73,287
56	85,083	74,272
57	87,262	76,412
58	87,038	76,075

(資料) 厚生省「人口動態統計」昭和58年。

年の9万5件へ急速に増加している(表6参照)。また、夫、妻の再婚件数の推移をみると、夫の再婚件数は安定的に推移しているが、妻の再婚件数は昭和35年の5万3,518件から増加を続け、59年には7万6,075件に達している(表7参照)。

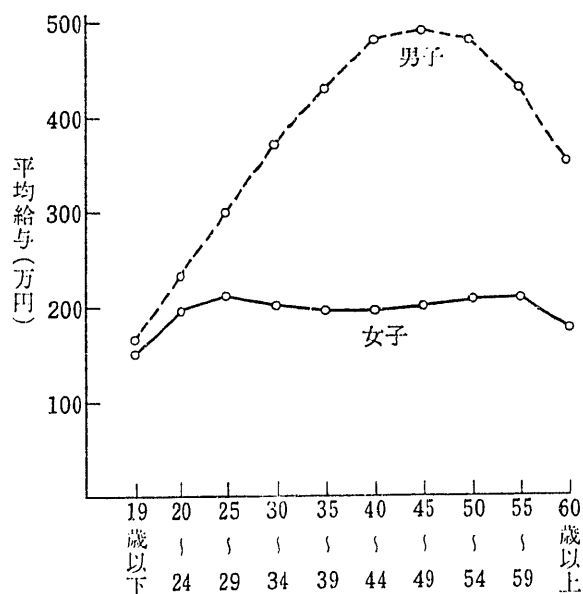
(2) 受給権と給付レベルの問題

従来の社会保障制度における女性の地位のとらえ方には二つの面があったことはすでに述べた。一つは被用者としての女性の保護であり、この場合は女性も独立の被保険者として拠出し、自己の受給権を有する。しかし、通常、拠出者に受給権のある社会保険の給付額は拠出または所得の水準

および拠出年数に依存する。男女間賃金格差は20歳代までは小さいが、その後年齢とともに格差は開いていく傾向にある。賃金構造の不平等が社会保険システムにもち込まれるわけである。既婚の女性が労働に参加したとしても、家庭の維持はたいていの場合妻1人の責任と見なされ、二重の負担を負わせられる。女性の雇用のパターンが男性のそれとは異なるのはこの理由による。産業化社会ではパートタイムの仕事は常に女性の仕事であるが、パートタイム就労の場合十分な保障を与えられないことが多い。

育児期間中の母親の雇用の特徴は、働く女性の職歴のパターンがしばしば二つ以上の雇用の局面に分かれることである。これは保険料拠出の中断を生じ、給付水準の低下をもたらす。さらに、女性の退職年齢は男性よりも5年あるいはそれ以上低い。この差異は年金支給開始年齢にも関係し、5年間の短縮は女性の給付水準を低くするものである。男女の年金支給開始年齢は同じにすべきである。

図1は年齢階級別・男女別の平均給与を示すが、男子の場合、給与は年齢とともに増加し、45～49歳で最高となり、その後減少する。しかし、女子



(資料) 国税庁「民間給与の実態」昭和58年分。

図 1 年齢階級別・男女別平均給与 (昭和58年分)

の場合は、給与と年齢との間の関係はほとんどみられず、年齢が高くなっても給与は横ばい状態である。

社会保障制度の一つの例として、年金保険をとりあげてみよう。昭和58年度末における厚生年金の老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子26年8ヵ月、女子19年6ヵ月であり、男女間に7年2ヵ月の差がある。平均標準報酬月額額は男子18万5,000円、女子10万4,000円であり、女子の平均所得は男子の平均所得の56%にすぎない。拠出期間と所得の格差は年金額に反映される。男子の老齢年金の平均は月12万9,360円であるのに対して、女子のそれは7万6,683円であり、女子の年金額は男子の年金額の59.3%にすぎない（表8参照）。雇用において男女の均等な機会と待遇が確保され、年金制度において男女の年金支給開始年齢が同じにされることが必要である。

従来の社会保障制度におけるいま一つの女性のとらえ方は、夫の被扶養者としての保護である。給付を受ける権利が配偶者の保険加入状態に基づく制度では保障はきわめて不安定である。また、別居、離婚、遺棄の際にはいろいろな困難が生じる。家庭における妻の労働は社会保障給付に結びつく労働としては認められていない。受給権が拠出した保険料に依存するシステムの下では、労働力となっていない妻は自らの受給権を得ることはできない。昭和60年4月の年金改革により、被用者の妻も含めすべての女性に独自の基礎年金が支給されることになり、給付面では妻に適用される“被扶養”の概念は除去された（ただし拠出面お

よび給付レベルでは問題を残しているが）。

被用者の妻の受給権の問題は改善されたが、非被用者（夫婦で国民年金加入）世帯の妻の給付レベルは問題である。国民年金は個人単位で加入しているから、妻も独自の年金権をもっている。しかし、平均寿命の差、結婚年齢の差を考慮すると、夫婦で年金を受給できる期間は実際には短い。妻が65歳になるまで、また夫死亡後は1人の国民年金で生活することになる。被用者年金と国民年金の年金額の差は年々拡大しており、国民年金の給付レベルは低い（表8参照）。

有給の仕事に従事しなかった女性が夫と死別した場合の遺族年金の保障レベルの問題も残されている。遺族年金の給付水準はおおむね老齢年金の半分であるとされ、夫の死亡後の妻や子の生活水準は低い。図2は、女子の受給する遺族年金額の年金額階級別の構成比を示すが、全体の84%のものが月額7万円以下の年金しか受けていない。世帯の生計費には共通部分——住居費や光熱費——が含まれているので、成人1人の生計費は2人の生計費の半額で足りるというわけにはいかない。

家族責任を有するもので、労働力となっていない

表8 制度別の平均年金額（昭和58年度末現在）
（単位：円）

		老齢年金	通算老齢年金	遺族年金	通算遺族年金	障害年金
厚生年金	男子	129,360	29,682	58,027	16,180	83,216
	女子	76,683	23,074	42,263	11,509	60,098
国民年金 (拠出制)	男子	26,426	9,220			
	女子	25,718	9,893	50,994	・	53,302
共済年金		157,462	27,464	74,010	10,818	119,251
福祉年金		25,100	・	34,960	・	34,603

（資料） 社会保険庁「厚生年金・国民年金事業年報」昭和58年。

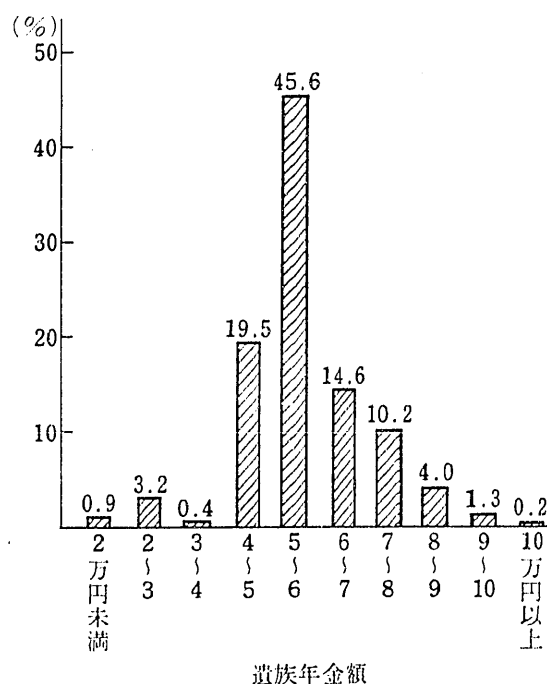


図2 女子の受給する遺族年金額：年金額階級別の構成比（厚生年金，昭和58年度）

い者に対しては十分な保護が与えられていない。家庭の福祉と社会の発展に対する女性の貢献——出産における女性の役割、家族と子どもの養育における役割——がわが国の社会保障制度においては十分認められてはいない。

III 男女平等と社会保障

(1) 社会保障における男女平等

国連の定義によると、“婦人に対する差別”という用語は「性に基づくすべての差別、排除または制限を意味し、婦人が、結婚していると否とを問わず、男女平等を基礎として、政治的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野で、人権と基本的自由を認識し、享受し、行使することを妨げ、あるいは無効にする効果または目的をもつものをいう」¹²⁾。社会保障制度の中に、男女平等の原則が組み入れられているか否かを検討するためには、社会保障における“男女の平等”とは何かを考えてみる必要がある。男女の平等に関して、具体的にどのような解釈が考えられるであろうか。Brian Abel-Smith が示した次のような五つの定義は、この問題にアプローチする場合有用かつ興味深いものである¹³⁾。

第1は、「保険数理上の男女平等」と名づけることのできるものである。この定義の下では、給付を支給する場合費用上の差異があるならば、男女間のとり扱いの差異は正当化されうる。たとえば女性が男性よりも約6年間長生きするとすれば、(i)男女同じ年金支給開始年齢の場合、女性に対しては男性よりも低額の年金を支給すること、または、(ii)男女同じ年金支給開始年齢であり、かつ同じレベルの給付を支給する場合、女性に対しては男性よりも高い拠出を課すこと、または、(iii)男性の年金支給開始年齢よりも女性のそれを遅らせること等は保険数理上の男女平等に違反するものではない。男女平等についてのこの解釈はイギリスの企業年金制度では長い間実施されてきた。しかし、イギリスの企業年金委員会が1976年にまとめた進歩的な報告書においては、平等状態の判断は、平等な給付を基準にすべきであり、給

付を支給するための保険数理上の費用を基準にすべきではないことを勧告している。

これは、第2の解釈をもたらす。すなわち、「社会保険加入上の男女平等」と呼びうるものである。これは、受給権は拠出した保険料に依存するという意味で保険料方式の制度にかかわるものである。この定義の下では、男性も女性も同一の受給権を有することが規定されなければならない。危険の客観的差異、たとえば平均寿命の違い、疾病や失業のリスクの違いは男女の間で平均化されなければならない。拠出期間の差異による給付水準の差異、または給付額の差異は正当化される。

第3の解釈は、「市民権としての男女平等」である。これはすべての住民に適用される制度にかかわるものである。この定義の下では、市民であることが同一の給付を受ける権利を与える。財源調達が税金によるか、保険料拠出によるかいずれにしても、個人が支払うものと受けとるものの間に関係はない。この場合、受給権は単に一定の年齢に達していること、または障害者として分類される医学的基準を満たしていること等により依存する。たとえば、全居住者に対して支給される医療サービス（イギリスのナショナル・ヘルス・サービスなど）、家族給付、老齢年金等はこの原則に基づいている。

第4の解釈は「ポジティブな男女平等」と呼べるものであり、ポジティブな差別と類似している。この定義では、支払われた拠出の額が受ける給付のレベルを決定することを認めるが、特別の考慮事項やその他の規定をシステムに組み込んで、より平等な給付を保障しようとするものである。児童の養育、障害者や老人の介護のように社会的に承認された機能を果たす者に対して、養育や介護を行った期間を拠出期間として認める、または所得の不平等が給付にも反映されることを防止し、平等な給付を保障するなどである。この基準の適用は、必然的に何が公正かについてのイクスプリシットな社会的判断を必要とする。しかし、重要な点は、同一の社会的判断が男女いずれにも適用されるということである。扶養給付は男性には支給され、女性には支給されないことや育児手当・

育児休暇は女性には認められ、男性には認められないことは男女平等の権利に反する。

第5の定義は「男女の役割の平等」と呼ばれるものである。この男女平等も積極的な差別を含むが、主たるねらいは“給付”をもっと平等にすることではなくて、“役割”をもっと平等にする（これは前者の結果であるかもしれないが）ことである。その目的は、有給の仕事への平等な参加を容易にすること、および男性にも女性にも仕事のキャリアをもたせることにある。男女の役割の平等を推進する方法は“労働に偏るもの”であり、たとえば、家庭外で就労する者の子や扶養家族に対する施設を無料または補助金つきにすることが考えられる。男女の役割の平等を推進する方法は、あるいは“労働にとって中立的”なものであり、たとえば第三者（ベビーシッターやホームヘルパー等）からサービスを購入するため、または家族の世話をしている者に対して現金の手当を支給することである。

（2）目標達成のための改革の方向

社会保障制度において女性を平等にとり扱い、かつ独立の地位を与えるには、制度のフレームワークをどのように改めればよいかはきわめて重要な課題である。

単身女性、既婚女性、夫に死別した女性、および夫と離別した女性を公平な社会保障制度に適合させることは容易ではない。男女平等な労働政策を前提としたとしても、母親としての責任——長期間にわたる子どもの養育——の問題は女性と切り離せないからである。

基本的には、Abel-Smithの男女平等に関する第5の定義、すなわち「男女の役割の平等」を促進することが重要である。男女平等を達成するためには、家庭および社会の中で両性に割り当てられてきた機能および役割を再検討することが肝要である。男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない¹⁴⁾。女性をあらゆる社会活動に同等に参加させるために不可欠なサービス（たとえば保育、教育、住宅供給）が組織され、維持されなければならない¹⁵⁾。家庭と子どもにつ

いて、男女の共同責任が受け入れられるためには、主に教育を通じ、社会通念を変えるためのあらゆる努力が払われるべきである。

社会保障と雇用政策は密接に関連しているがゆえに、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進することが必要である。とくに、結婚や出産の前後のそれぞれのライフサイクルにおける女性のニーズに応じられるような労働の再構成について十分な考慮が払われねばならない¹⁶⁾。

社会保障制度において配偶者に適用される“被扶養”の概念はとり除くことが必要である。社会保障制度における女性の地位は従属的立場に基づくのではなく、独立の、平等な権利として位置づけられなければならない。このようなアプローチは、夫と妻を社会的にも経済的にも平等なパートナーとして受け入れる考え方を育てることになるし、また社会保障制度の中に生じてきた不平等を改めることにもなる。

とくに強調したいのは、世界でも類がないほどの高齢化社会を支えることになる次の世代を産み、育てる女性の役割を社会保障制度の中で評価すべきである。女性が子育てに専念した期間を“稼働期間と同等に”評価すべきである。さらに、子育てのみではなく、今後の老人問題との関連でいうと、家族責任を有する者で、労働力となっていない者に対しては、家庭で老人や病人や障害者のケアを行っていた期間を“拠出期間として”認める制度にすべきである。家庭にいる主婦をはじめ、家族責任を有する者の社会的な貢献を社会保障制度の中で認めるべきである。これらの考慮はAbel-Smithのいう第4の定義、「ポジティブな男女平等」を促進することにかかわる。

家族責任を有する者で、労働力となっていない者を保障するもう一つの方法としては、手当もしくは給付を支給する方法がある。児童手当は社会保障制度の中でもっと積極的な考え方に基づいて位置づける必要がある¹⁷⁾。また、障害者や老人、病人等の介護のために労働力となれなかった者に介護手当や給付を行うことを検討すべきであろう。

現在、社会が直面している劇的かつ基本的な構造変化はソーシャル・ポリシーの前に新しい、か

つ根本的な問題を投げかけている。家庭および社会の中で女性のもつ種々の役割の調和を促進するような政策が開発されるべきであり、このことは男性の発展にとっても等しく意味を有することと考えられる¹⁸⁾。

(注)

- 1) 文献(14)参照。
 - 2) 文献(18)参照。
 - 3) 文献(8), 5-6頁参照。
 - 4) 文献(6), 186-189頁参照。
 - 5) 伝統的な社会保障制度の前提については、文献(4), (5), (7), (8), (10)で詳細に論じられている。
 - 6) 文献(3)参照。
 - 7) 文献(11)参照。
 - 8) 文献(1)参照。
 - 9) ベヴァリジは「国家的な利益という見地からすると、出産による所得の中断はできるだけ補填することが大切である」として失業給付や労働不能給付の2倍以上のものを出産給付として支給することにした。
 - 10) 福武直は文献(6)の第1章「社会構造の変動と社会保障」において「“男が外で働き女が内を守る”という原則でつくられていた社会のシステムは変わらざるをえない。日本型福祉社会論は、この点でも成り立ちがたいのである」と論じている。
 - 11) 文献(9)参照。
 - 12) 1979年国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」第1条。
 - 13) 文献(2)参照。
 - 14) 国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」参照。
 - 15) 文献(13)参照。
 - 16) 文献(13)参照。
 - 17) 文献(16)参照。
 - 18) 国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」参照。
- 参考文献
- [1] Abbott, Elizabeth and Bompas, Katherine, *The Woman Citizen and Social Security*, 1943.
 - [2] Abel-Smith, Brian, "Sex Equality and Social Security," in *Women's Welfare — Women's Rights*, edited by Jane Lewis, 1983.
 - [3] Beveridge, William, *Social Insurance and Allied Services*, 1942. (山田雄三監訳『ベヴァリジ報告：社会保険および関連サービス』昭和44年)。
 - [4] Burkhauser, Richard, V. and Holden, Karen, C. (eds), *A Challenge to Social Security*, 1982.
 - [5] Chen, Yung-Ping, *Social Security in a Changing Society*, 1983.
 - [6] 福武直『社会保障論断章』1983年。
 - [7] Gelber, Sylva, M., "Social Security and Women: a Partisan View," in *Women Workers and Society: International Perspectives*, ILO, 1976.
 - [8] ILO, *Into the Twenty-first Century: The Development of Social Security*, 1984.
 - [9] ISSA, "Round Table Meeting on Social Security Provisions in Case of Divorce," *International Social Security Review*, No. 2, 1977. (社会保障研究所『海外社会保障情報』No. 41, に都村敦子「離婚のばあいの社会保障給付」の紹介がある)。
 - [10] Laroque, Pierre, "Women's Rights and Widow's Pensions," in *Women Workers and Society: International Perspectives*, ILO, 1976.
 - [11] Lewis, Jane, "Dealing with Dependency: State Practices and Social Realities, 1870-1945," in *Women's Welfare-Women's Rights*, edited by Jane Lewis, 1983.
 - [12] OECD, *Equal Opportunities for Women*, 1979.
 - [13] OECD, *The Welfare State in Crisis*, 1981. (厚生省・経済企画庁・労働省監訳『福祉国家の危機』1983年)。
 - [14] 都村敦子「社会保障における女性の地位に関する予備的考察」『季刊社会保障研究』第12巻2号, 1976年9月。
 - [15] 都村敦子「連載 女性と年金①～⑫」『ねんきん』1976年11月～1977年10月。
 - [16] 都村敦子「児童手当制度の給付格差について(その1・その2)」『児童手当』1982年3月～4月。
 - [17] 都村敦子「税制および社会保障制度における家族のとり扱い」『季刊社会保障研究』第18巻3号, 1982年12月。
 - [18] Wilding, Paul, "Richard Titmuss and Social Welfare," *Social and Economic Administration*, Autumn, 1976.

(つむら・あつこ 社会保障研究所研究部長)